

議案第 29 号

松阪市情報公開条例の一部改正について

松阪市情報公開条例（平成 17 年松阪市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成 28 年 2 月 18 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市情報公開条例の一部を改正する条例

松阪市情報公開条例（平成 17 年松阪市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「写真並びに再生出力等が可能なフィルム、磁気テープその他これに類するもので、実施機関」を「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員」に、「管理」を「、当該実施機関が保有」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

第 4 条第 1 項中「を請求するもの」を「の制度を利用するもの」に改める。

第 5 条の見出し中「公文書の公開を請求できるもの」を「公開請求権」に改め、同条中「公文書の公開を請求」を「公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）を」に改める。

第 6 条の見出し中「公文書の公開の請求方法」を「公開請求の手続」に改め、同条中「前条の規定により公文書の公開を請求」を「公開請求を」に改め、「請求書」の次に「（以下「公開請求書」という。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第 7 条を次のように改める。

第 7 条 削除

第 8 条の見出し中「公開しないことができる公文書」を「公文書の公開義務」に改め、同条中「第 6 条の規定による請求」を「公開請求があったときは、公開請求」に、「情報が記録されているときは、当該公文書を公開しないことができる」を「情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない」に改め、同条第 1 号中「公開することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合

することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に改め、同号ア中「、何人でも閲覧することができる」とされている情報」を「又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に改め、同号イ及びウを次のように改める。

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある場合は、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。

第 8 条第 2 号中「及び地方公共団体」を「、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人」に、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益が著しく損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く」を「次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第 8 条第 2 号ウを削り、同条第 3 号及び第 4 号を次のように改める。

- (3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (4) 市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にするこ

とにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

第8条に次の2号を加える。

- (5) 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

- (6) 法令等の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示その他これに類する行為により、公にすることができないと認められる情報

第9条から第11条までを次のように改める。

(公文書の部分公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第8条第6号に該当す

る情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第 11 条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

第 21 条を第 38 条とし、第 20 条を第 35 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

(出資法人等の情報公開)

第 36 条 法人その他の団体で市が出資その他財政支出等を行うもののうち、市長が別に定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人等の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、出資法人等に対し、情報公開を推進するため、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第 37 条 市が設置する公の施設(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)の管理を行う指定管理者(同法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者の保有する公の施設の管理に係る情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、情報公開を推進するため、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

第 19 条を第 34 条とし、第 16 条から第 18 条までを 15 条ずつ繰り下げる。

第 15 条第 1 項中「法令等の規定により公文書を閲覧し、若しくは縦覧し、又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合においては」を「次に掲げる公文書については」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 法令等の規定により閲覧、縦覧若しくは視聴又は謄本、抄本その他の写しの交付の手續が定められている公文書

(2) 市立図書館その他これに類する市の施設において、一般の利用に供することを目的として管理している図書、資料、刊行物等の公文書

第 15 条第 2 項を削り、同条を第 30 条とする。

第 14 条第 1 項中「前条の規定による諮問に応じて審査を行わせるため」を「第 20 条第 1 項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため」に改め、同条第 4 項から第 6 項までを削り、同条第 3 項中「2 年」を「3 年」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 審査会は、前項に規定する調査審議を行うほか、情報公開制度に関する重要な事項について、実施機関に建議することができる。

第 14 条中第 7 項を第 5 項とし、第 8 項を削り、同条を第 22 条とし、同条の次に

次の7条を加える。

(調査審議の原則)

第23条 審査会は、第20条第1項の規定による諮問があった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。

2 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(審査会の調査権限)

第24条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第25条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第26条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第27条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第24条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第25条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第28条 審査会は、第24条第3項若しくは第4項又は第26条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第

三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（答申書の送付等）

第29条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第13条の次に次の3条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

第19条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問等）

第20条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、第22条に規定する松阪市情報公開審査会に諮問しなければならない。

（1）審査請求が不適法であり、却下する場合

（2）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（1）審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。）

（2）公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（3）当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

4 諮問実施機関は、第 1 項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを最大限尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第 21 条 第 16 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

第 13 条を削る。

第 12 条第 1 項中「公文書の閲覧」を「前条第 1 項の規定による公文書の閲覧」に改め、同条第 2 項中「ものは、」の次に「実施機関が別に定めるところにより、」を加え、同条を第 18 条とし、第 11 条の次に次の 6 条を加える。

(公開請求に対する措置)

第 12 条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨、一部を公開しないときはその理由並びに公開する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第 1 項又は前項の規定により公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しない旨の決定（当該公文書を保有していないときの決定を除く。）をした場合において、当該公文書の全部又は一部についての公開が可能となる時期が明らかであるときは、その旨をこれらの規定による書面に付記しなければならない。

(公開決定等の期限)

第 13 条 前条第 1 項又は第 2 項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求書を受理した日から起算して 15 日以内にしなければならない。ただし、第 6 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を公開請求書を受理した日から起算して 60 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第 14 条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求書を受理した日

から起算して 60 日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について公開決定等をする期限
(事案の移送)

第 15 条 実施機関は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において公開決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項に規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第 12 条第 1 項の決定（以下「公開決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、公開の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第 16 条 公開請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外の者（以下この条、第 20 条第 3 項及び第 21 条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第 8 条第 1 号イ又は同条第 2 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第 10 条の規定により公開しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第20条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公開の実施）

第17条 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 第12条第1項に規定する書面により公開する日時及び場所を指定したにもかかわらず、公開請求者が当該公開を受けない場合において、実施機関が当初指定した日から14日以上の間をおいた上で、公開する日時及び場所を改めて指定し、当該公開を受けるよう催告してもなお、正当な理由なくこれに応じないときは、当該公開請求者に係る公文書の公開は実施されたものとみなす。この場合において、当該公開請求が写しの交付の方法によるものであるときは、閲覧の方法により実施されたものとみなす。

附則第5項中「第12条」を「第18条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 実施機関の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた実施機関の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。